

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

の項中「219」を「112」に改め、同部深川市の項中「110」を「94」に改め、同部紋別市の項中「122」を「106」に改め、同部苫小牧市の項中「834」を「822」に改め、同部登別市の項中「502」を「430」に改め、同部日高町の項を削り、同部幕別町の項中「334」を「304」に改め、同別表の2の表駐車場の部芦別市の項中「154」を「112」に改め、同部深川市の項中「117」を「101」に改め、同部紋別市の項中「122」を「106」に改める。

別表第4 芦別市の部ひばり第2 団地駐車場の項及び深川市の部緑町西団地駐車場の項を削る。

### 附 則

この規則中別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項及び苫小牧市の項の改正規定は平成21年3月31日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第169号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア PPC用紙（A4）1冊（500枚／冊）当たりの単価  
調達予定数量 107,000冊

イ PPC用紙（A3）1冊（500枚／冊）当たりの単価  
調達予定数量 1,440冊

##### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成21年5月1日から平成22年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

目 次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………	(住宅課) 25
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(総務業務センター) 25
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(総務業務センター) 26
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課) 27
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 27
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課) 27
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 28
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課) 28
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防災害課) 28
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課) 28
<b>公 表</b>	
○水防法による浸水想定区域の指定……………	29
<b>支 庁 告 示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	29
<b>道 監 査 委 員 告 示</b>	
○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程……………	30

**規 則**

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第13号**  
北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,613」を「5,598」に改め、同部芦別市

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

### 3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

### 4 入札執行日時等

(1) 入札開始日時 平成21年4月20日（月）午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成21年4月22日（水）午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年4月21日（火）まで必着とする。

(3) 開札場所 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(4) 開札日時 平成21年4月23日（木）午後3時

### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で各品名について、それぞれ最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る）した者を落札者とする。

### 8 入札参加申請書の提出

(1) 提出の時期 電子による場合は、平成21年3月13日から4月10日までのうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、毎日の午前8時から午後11時まで。

ただし、同年3月13日は午前9時から、4月10日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成21年3月13日から4月10日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。ただし、同年4月10日は午後3時まで。

紙による送付の場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年4月9日必着とする。

(2) 提出場所 電子入札システム上及び総務部行政改革局総務業務センター  
9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 1冊500枚未満の数量のときは、1冊500枚に換算して入札すること。

(2) 1の(1)のA又はIそれぞれのみの入札、A及びI両方の入札が認められている。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

A 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

I 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-204-5076

### 10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Plain paper (recycled-paper) A4 (210mm×297mm) approximately 53,500,000 sheets of paper

b. Plain paper (recycled-paper) A3 (297mm×420mm) approximately 720,000 sheets of paper

B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., April 22, 2009

(Mailed bids must arrive no later than April 21, 2009.)

C. Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5076

### 北海道告示第170号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 11台 (1台1月当たりの単価)
- 落札を決定した日  
平成21年2月26日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 北海道日興通信株式会社  
(2) 住所 札幌市中央区大通東7丁目12番33
- 落札金額  
2,362円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告  
平成21年1月16日付け北海道告示第30号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

#### 北海道告示第171号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(西長沼第3地区農地集積加速化基盤整備(区画整理、農業用排水施設、農業用道路、暗きょ排水))事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年3月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年3月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所  
美川 畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水施設、農業用道路、暗きょ排水、土層改良) 北海道十勝支庁  
摩周湖 草地整備[担い手中核型](農業用道路、区画整理) 北海道釧路支庁

#### 北海道告示第173号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字宗谷村字宗谷186
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第174号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更271・272(以上2筆について次

の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
  - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第175号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - 3 解 除 の 理 由 鉱業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第176号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成21年3月16日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道 道					
2 路 線 名	釧路西港線					
3 道路の区域	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	釧路市星が浦南2丁目2番10地先から		前	22.25mから	1,082.00m	—
	釧路市星が浦南5丁目2番1地先まで			43.60mまで		
			後	29.00mから	1,080.80m	—
				44.85mまで		

**北海道告示第177号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規

定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

**今金今金3地区急傾斜地崩壊危険区域**

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地 番	標柱番号
瀬棚郡	今金町	今金	604番1	1
同	同	同	同	2
同	同	同	同	3
同	同	同	603番	4
同	同	同	同	5
同	同	同	54番2	6
同	同	同	604番17	7
同	同	同	同	8
同	同	同	604番1	9
同	同	同	604番22	10
同	同	同	同	11
同	同	同	604番19	12
同	同	同	604番21	13

**北海道告示第178号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成21年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・2・10号環状通）
- (3) 事業施行期間 平成15年2月21日から平成22年3月31日まで
- (4) 事業地 収用の部分 変更なし
- 2(1) 施行者の名称 札幌市

<p>(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・5・21号鉄工団地通）</p> <p>(3) 事業施行期間 平成14年11月8日から平成24年3月31日まで</p> <p>(4) 事業地収用の部分 変更なし</p> <p>3(1) 施行者の名称 札幌市</p> <p>(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・22号北1条・宮の沢通）</p> <p>(3) 事業施行期間 平成8年5月17日から平成23年3月31日まで</p> <p>(4) 事業地収用の部分 変更なし</p> <p>4(1) 施行者の名称 札幌市</p> <p>(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・76号水源池通）</p> <p>(3) 事業施行期間 平成13年7月6日から平成22年3月31日まで</p> <p>(4) 事業地収用の部分 変更なし</p> <p>5(1) 施行者の名称 札幌市</p> <p>(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・192号雁穂めぐみ通）</p> <p>(3) 事業施行期間 平成13年4月13日から平成24年3月31日まで</p> <p>(4) 事業地収用の部分 変更なし</p> <p>6(1) 施行者の名称 札幌市</p> <p>(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（7・5・35号菊水上町中央通）</p> <p>(3) 事業施行期間 平成14年5月21日から平成23年3月31日まで</p> <p>(4) 事業地収用の部分 変更なし</p> <p>7(1) 施行者の名称 釧路市</p> <p>(2) 都市計画事業の種類及び名称 釧路圏都市計画道路事業（3・2・10号星が浦西通）</p> <p>(3) 事業施行期間 平成16年12月7日から平成22年3月31日まで</p> <p>(4) 事業地収用の部分 変更なし</p>	<p style="text-align: center;"><b>公 表</b></p> <p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川福島川水系福島川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。</p> <p>これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道函館土木現業所事業部治水課及び知内事業所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月13日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p>
	<p style="text-align: center;"><b>支 庁 告 示</b></p> <p><b>北海道胆振支庁告示第37号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月13日</p> <p style="text-align: right;">北海道胆振支庁長 大杉 定通</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) 複写機等の賃貸借契約その1 デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p> <p>(2) 複写機等の賃貸借契約その2 デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p> <p>(3) 複写機等の賃貸借契約その3 デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p> <p>(4) 複写機等の賃貸借契約その4 デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p> <p>(5) 複写機等の賃貸借契約その5 デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p> <p>(6) 複写機等の賃貸借契約その6 デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p> <p>(7) 複写機等の賃貸借契約その7 デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p> <p>(8) 複写機等の賃貸借契約その8 デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p> <p>(9) 複写機等の賃貸借契約その9 デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</p>

- 2 落札を決定した日  
平成21年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 複写機等の賃貸借契約その1  
ア 氏 名 サニー事務器株式会社  
イ 住 所 苫小牧市北光町4丁目3番8号
- (2) 複写機等の賃貸借契約その2  
ア 氏 名 総合事務機株式会社  
イ 住 所 室蘭市東町2丁目23番11号
- (3) 複写機等の賃貸借契約その3  
ア 氏 名 有限会社和田商店  
イ 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1番19号
- (4) 複写機等の賃貸借契約その4  
ア 氏 名 有限会社和田商店  
イ 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1番19号
- (5) 複写機等の賃貸借契約その5  
ア 氏 名 株式会社道南事務機器  
イ 住 所 室蘭市本町1丁目5番7号
- (6) 複写機等の賃貸借契約その6  
ア 氏 名 有限会社和田商店  
イ 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1番19号
- (7) 複写機等の賃貸借契約その7  
ア 氏 名 有限会社和田商店  
イ 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1番19号
- (8) 複写機等の賃貸借契約その8  
ア 氏 名 株式会社阿部文具  
イ 住 所 苫小牧市双葉町2丁目1番19号
- (9) 複写機等の賃貸借契約その9  
ア 氏 名 株式会社阿部文具  
イ 住 所 苫小牧市双葉町2丁目1番19号
- 4 落札金額
- (1) 複写機等の賃貸借契約その1  
基本料金 1月当たり 一式 100円  
複写料金  
5,000枚まで 1枚当たり 2.87円

- 5,001枚以上 1枚当たり 2.87円
- (2) 複写機等の賃貸借契約その2  
基本料金 1月当たり 一式 100円  
複写料金  
フルカラー  
1,000枚まで 1枚当たり 9.50円  
1,001枚以上 1枚当たり 9.50円  
モノクロ 1枚当たり 2.00円
- (3) 複写機等の賃貸借契約その3  
基本料金 1月当たり 一式 20円  
複写料金  
5,000枚まで 1枚当たり 2.73円  
5,001枚以上 1枚当たり 2.73円
- (4) 複写機等の賃貸借契約その4  
基本料金 1月当たり 一式 20円  
複写料金  
フルカラー  
1,000枚まで 1枚当たり 9.95円  
1,001枚以上 1枚当たり 9.95円  
モノクロ 1枚当たり 3.00円
- (5) 複写機等の賃貸借契約その5  
基本料金 1月当たり 一式 100円  
複写料金  
5,000枚まで 1枚当たり 3.20円  
5,001枚以上 1枚当たり 3.20円
- (6) 複写機等の賃貸借契約その6  
基本料金 1月当たり 一式 20円  
複写料金  
5,000枚まで 1枚当たり 2.83円  
5,001枚以上 1枚当たり 2.83円
- (7) 複写機等の賃貸借契約その7  
基本料金 1月当たり 一式 20円  
複写料金  
フルカラー  
1,000枚まで 1枚当たり 9.85円

- 1,001枚以上 1枚当たり 9.85円
- モノクロ 1枚当たり 3.00円
- (8) 複写機等の賃貸借契約その8
  - 基本料金 1月当たり 一式 6,800円
  - 複写料金
    - 1,000枚以上 1枚当たり 4.85円
    - 1,001枚以上 1枚当たり 4.85円
- (9) 複写機等の賃貸借契約その9
  - 基本料金 1月当たり 一式 100円
  - 複写料金
    - フルカラー 1枚当たり 17.50円
    - モノクロ 1枚当たり 4.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
  - 平成21年1月20日付け北海道胆振支庁告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
  - (2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

項の監査第一課の事項第3号、同項の監査第二課の事項第2号、同項の監査第三課の事項第5号及び同項の監査第四課の事項第3号中「行政監査、決算審査」を「行政監査、財政的援助団体等の監査、決算審査」に改め、同項の監査第四課の事項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条第1項の表課の部課長の項の次に次のように加える。

監 査 参 事	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。
---------	--

第9条の見出し中「課長」を「課長等」に改め、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 監査参事は、課長が専決することができる事項（当該監査参事の主管に属する事務に係るものに限る。）のうち、あらかじめ課長の指定するものを専決することができる。

別表第1の局長専決事項第1項中「課長」を「課長（相当職を含む。以下同じ。）」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 道 監 査 委 員 告 示

### 北海道監査委員告示第1号

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月13日

北海道監査委員 段 坂 繁 美  
 北海道監査委員 工 藤 敏 郎  
 北海道監査委員 見 野 全  
 北海道監査委員 坂 本 人 士

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程  
 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項総括監査課の事項第10号中「監査」を「監査の総括」に改め、同事項第11号中「審査のうち公営企業会計及び財政的援助団体に係るもの」を「審査の総括」に改め、同

